

薬剤師の対人業務シフトに向けた 対物業務の効率化について

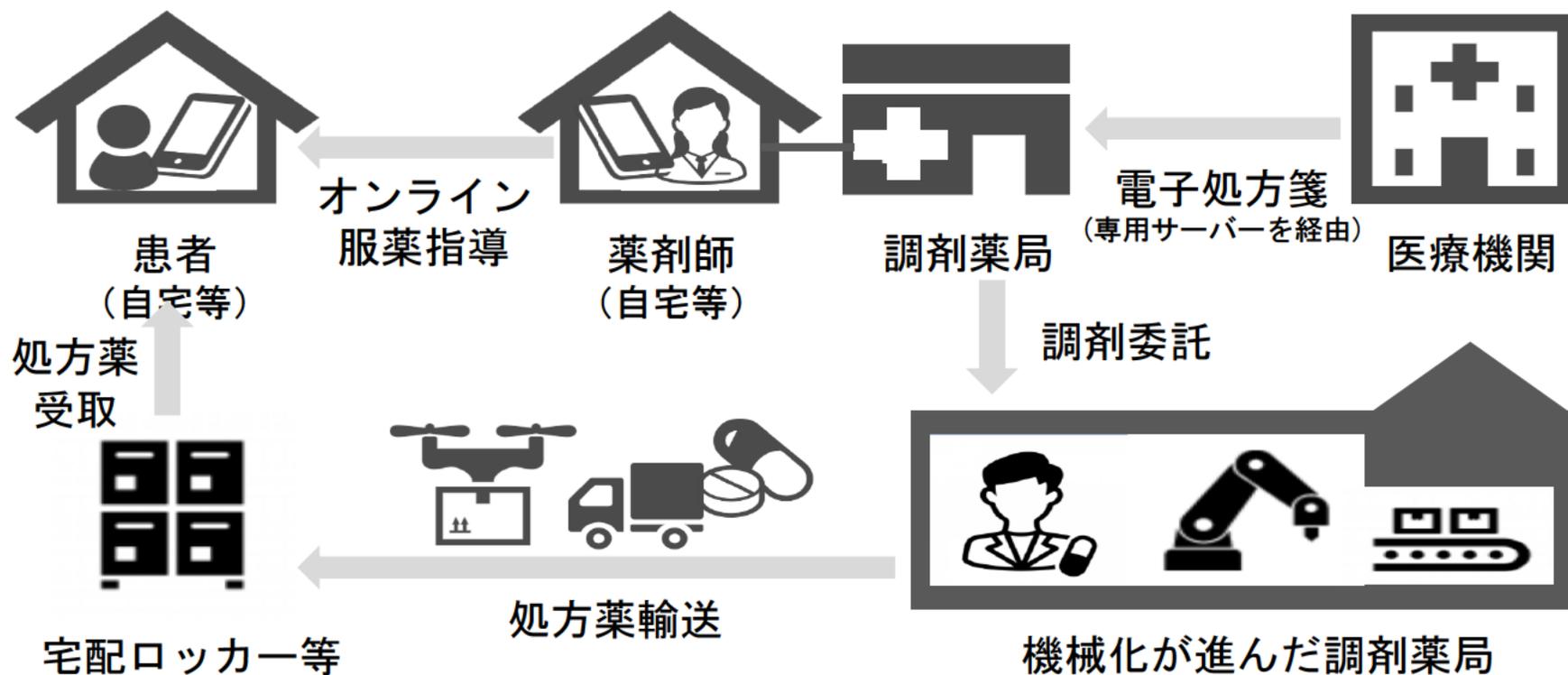
(規制改革推進会議 医療・介護・感染症対策WG資料)

2022.9.22

一般社団法人 日本経済団体連合会

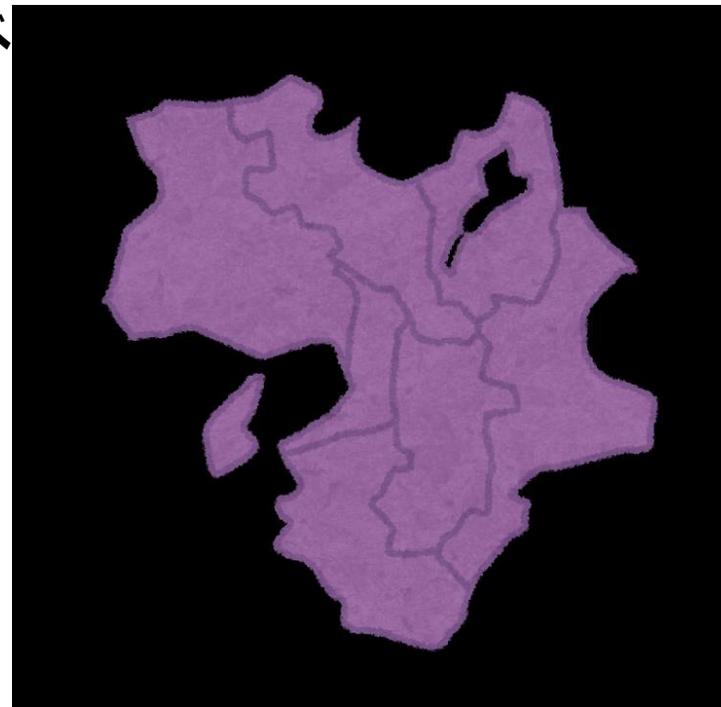
1. 総論

- 調製業務の外部委託の実現により、患者と接する薬剤師が、**患者との対話や服薬指導等の対人業務により多くの時間を割く**ことで患者の確実かつ適切な服用を促進し、また、患者からの相談に柔軟かつ十分に対応することを可能とすることが期待される。
- 対人業務を充実させるためには、**対人業務が行われる薬局と同じ場で実施される必然性の無い一部の対物業務については、外部委託を可能とすることが有効**である。
- 地域医療の維持向上や自然災害時の対応**については、対人業務を行う薬剤師が地域に根付いて業務を行っていることが肝要であり、対物業務（調達、備蓄、在庫管理、調剤、輸送、受渡等）については、**自局の備蓄に外部委託が加わることで、必要十分な量が迅速に薬剤師や患者に届く体制がむしろ強化され得る**ものとする。



2. 距離制限

- 外部委託を実施した場合の距離制限については、**必要十分な量の薬が迅速に薬剤師や患者に届く体制が担保されていることが肝要**であり、距離により一律に制限を設けることには合理性が無い。
- また、上記趣旨からも、特殊な医療の提供を確保すべき地域として、都道府県（以下単に「県」とする）を基本単位として設定されている三次医療圏を制限の基準とすることは、そもそも異なる政策目的において設定されていることを鑑みても、合理性が無い。
- 交通網が県外との間で発達している地域や、県境地域等においては、県外の拠点から配送を受けた方が迅速かつ確実に必要な薬が患者に届けられる場合がある。また、同一県や隣接県ではない委託先が、遜色ない迅速性の下で委託元薬局・患者のニーズに沿ったサービスを提供することもあり得る。
- したがって、過度な拠点集約化を防ぐという政策上の意義を勘案したとしても、**隣接県や、隣接県でなくても一定の期間内で配送可能な範囲であれば、外部委託を認めるべ**



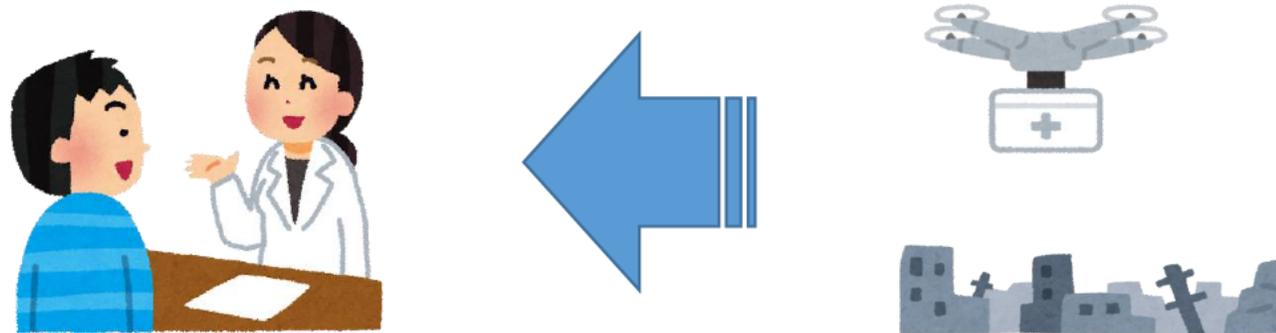
2. 距離制限

Q.自然災害時に薬の提供に支障をきたすのではないかな？

A.日本医薬品卸売業連合会が2015年11月に公表した報告書^(※)において、東日本大震災時に「震災 3 日後の 3 月 14 日に医療用医薬品の供給はほぼ復旧していた」と報告されており、隔地間の供給が非常時において十分に機能したと認識している。
〔(※)『自然災害発生時の医薬品供給における課題と対応の国際比較』p.6〕

当時と比較して、さらにドローン配送の技術の活用等により、**地域外から迅速に調達できるシステムを日常から構築運用することで、自然災害時においても、薬の確実な提供につながる**のではないかな。自然災害時において効果的な対人業務を行うには、担い手である薬剤師が現地に根付いて活動していることが肝要であり、必ずしも提供される薬が同じ場所で備蓄及び調剤されていなくてもよいと考える。

さらには、小規模な薬局では取り揃えることが困難な**多くの種類の薬が、配送体制を整えた拠点に備蓄されている**ことは、自然災害時の薬剤提供体制として望ましいのではないかな。



ドローン配送等により迅速に輸送し、現場では薬剤師が対人業務に集中することが可能

2. 距離制限

Q. 同一法人内での外部委託のみが促進され、不公正な競争に晒されるのではないか？

A. 在庫管理や配送の外部委託は多くの事業分野で広く実施されており、**法人内部にそれらの機能を全て抱え込まずとも**、外部委託を行うインフラは既に整っており、**競争上不利になることはない。**

むしろ、備蓄のためのスペースに限りがある中小薬局にとって取り揃えることが困難な多くの種類の薬を委託先の拠点から迅速かつ安定的に供給を受けることが可能となることから、**自らの薬局の在庫と外部委託による調達とを組み合わせることで、中小薬局にとってはサービス向上の好機**であると考えている。

